

補正区分で「市街地」を選択した場合は、工種区分の選択によって自動的に(1)と(2)を判別します。

参考 地域補正の適用について

施工地域区分	工種区分	対 象	共通 仮設 費 補正 係数	現場 管理 費 補正 係数
大都市 (1)	舗装工事	東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1.2
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
大都市 (2)	鋼橋架設工事	札幌市，仙台市，さいたま市，川口市，草加市，千葉市，市川市，船橋市，習志野市，浦安市，東京特別区，八王子市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，広島市，北九州市，福岡市の市街建部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事のみ対象とする。	1.5	1.1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地 (DID 補正) (1)	鋼橋架設工事	大都市 (1)，(2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1.1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正) (2)	市街地 (DID 補正) (1) 以外	市街地 (DID 補正) (1) で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1.1
一般交通影響有り (1)	全ての工種	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が 5,000 台/日以上 の車道において規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1.1
一般交通影響有り (2)	全ての工種	一般交通影響有り (1) 以外の車道において，規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	1.1
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	1.0

(注) 1. 市街地とは，施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。なお，人口集中地区 (DID 地区) とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。